

平成25年10月1日に、「消費税転嫁対策特別措置法」が施行されました。

この法律は、組合をはじめ中小企業・小規模事業者の皆さんが取引先に商品などを納入する際に、大規模小売事業者等が、「減額」や「買ったたき」などにより消費税の転嫁(消費税分を上乗せすること)を拒否することなどを禁止すること等を定めたもので、来年4月以降の事業運営に極めて重要な法律ですので、必ずご確認ください。

1. 転嫁・表示カルテルについて独占禁止法の適用除外制度が設けられました。事前に公正取引委員会に対し、届け出る必要がありますが、事業協同組合・商店街振興組合等は届出が必要ありません。

① 転嫁カルテル＝消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為

例：本体価格98円×8%＝消費税額7.84円→8円とすることを全組合員で統一処理する。

② 表示カルテル＝消費税についての表示方法の決定に係る共同行為

例：「消費税込価格」と「消費税抜価格」を並べて表示することを全組合員で統一する。

※転嫁・表示カルテルを行う場合は、定款変更は不要ですが、「付帯事業」として実施することを総会で決議する必要があります。

なお、実施する際には他にも注意点がありますので、事前に本会までご相談ください。

2. 消費税の転嫁を阻害する表示は禁止されます。

禁止される具体的な表示例は以下のとおりです。



「消費税は転嫁しません」

「消費税率上昇分値引きします」

「消費税は当店が負担しています」

「消費税8%分還元セール」

「消費税はおまけします」

「増税分は勉強させていただきます」

「消費税相当分の商品券を提供します」

「消費税増税分を後でキャッシュバックします」

3. 価格の表示に関する特例

価格の表示は原則として総額表示となっており、消費者に対して商品・サービスを販売する場合(いわゆる小売段階)、あらかじめ価格を表示するときは、税込価格を表示しなければなりません。特例措置が設けられています。

平成29年3月31日まで「総額表示義務」に特例が設けられますので、4月1日に急いで値札を貼り替える必要はありません。

なお、表示の方法については一定のルールがありますので、本会までご相談ください。

4. 消費税の転嫁拒否等の行為の禁止

消費税の転嫁を拒否する行為、合理的な理由が無いにも関わらず取引価格を下げる「減額」を行う行為等は禁止されており、違反行為を行う特定事業者(買い手)に対して国により指導・助言、是正勧告等が行われますので、当該行為を要求された場合は遠慮無くご相談ください。

【消費税転嫁対策相談窓口の設置】

本会では会員組合等から寄せられる消費税率の引き上げに伴う相談に対応するための窓口を設置しております。相談内容によっては税理士等の専門家を派遣(無料)することもできますので、お気軽にご相談ください。

【相談窓口】 本会商業振興課・工業振興課 ☎018-863-8701
大館支所 ☎0186-43-1644
横手支所 ☎0182-32-0891